平成２２年（フ）第１７６３号
大阪府河内長野市汐の宮町９番７―403号
債務者　住田　　寿
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７９９号
堺市北区百舌鳥梅町３丁36番地１　大阪府営百舌鳥梅町住宅３―802号
債務者　松川　絹代
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４３８号
香川県高松市仏生山町甲1145番地４
債務者　田村亜希雄
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１３８号
北海道岩見沢市栄町４丁目５番13号
債務者　浜野　千鳥（旧姓相馬）
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１７０号
北海道岩見沢市５条東17丁目49番地
債務者　碓井　美江
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１７５号
北海道岩見沢市４条西10丁目９番地１　エメラルド410―203号
債務者　海野　浩二
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第２４号
北海道檜山郡上ノ国町字大留212番地の２
債務者　松谷與三郎
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２２年（フ）第６９１号
盛岡市川目第６地割89番地33
債務者　澤口トシ子
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１８３号
福島県喜多方市山都町小舟寺字早稲田乙1596番地、前住所埼玉県上尾市大字領家67番地12
債務者　遠藤　　勉
1　決定年月日時　平成22年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第８０８号
神奈川県伊勢原市東成瀬31番地の15　ＮＩＦＴＹ34　501号
債務者　髙貝　由紀
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８１６号
神奈川県厚木市温水2016番地４　高橋ハウスＢ
債務者　池田　一幸
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８２６号
神奈川県秦野市平沢1161番地の１　ウエルカーサ秦野二番館513号
債務者　林　　忍（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８４５号
神奈川県平塚市中原３丁目７番２号　田中メゾネットＥ号
債務者　松本　信子
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８６６号
神奈川県愛甲郡愛川町角田1303番地
債務者　二瓶多利夫
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１７０号
新潟県北蒲原郡聖籠町大字次第浜2144番地の２
債務者　渡邊　　由
1　決定年月日時　平成22年12月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１７７号
新潟県阿賀野市水原3462番地　レジデンス愛37　203号
債務者　宮川　香織
1　決定年月日時　平成22年12月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１７９号
新潟市北区東栄町３丁目１―５　セジュール豊栄東栄町103号、住民票上の住所新潟県新発田市下小中山987番地６
債務者　後藤　　康
1　決定年月日時　平成22年12月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
新潟地方裁判所新発田支部